

野々市市第一次総合計画【中間見直し】（原案）パブリックコメントのご意見と野々市市の考え方について

「野々市市第一次総合計画【中間見直し】」の策定にあたり実施いたしましたパブリックコメントの結果について、お寄せいただきましたご意見等の概要と、それに対する当市の考え方を取りまとめましたので、公表します。

- 1 募集期間 平成28年9月15日（木）から平成28年10月14日（金）まで
- 2 意見提出者数 1名・1団体
- 3 意見等数 6件

4 意見等の概要及び野々市市の考え方

※「項目又はページ」は、パブリックコメントを実施した時点での野々市市第一次総合計画【中間見直し】（原案）に該当する項目及びページを記載しています。

番号	項目又はページ	ご意見等の概要	野々市市の考え方
1	101 ページ 施策5-2-3 「青少年の健全育成」 104 ページ 施策5-3-2 「生涯スポーツの普及と 振興」	<p>スケートボードやストリートダンスといったストリートスポーツに加え、ボルダリングやゲートボール等もできる、アクティブスポーツパークを建設して欲しいです。</p> <p>現在、スケートボードを安全で自由にできる場所がありません。一方、スケートボードの全国大会、世界大会も開催され、2020年の東京オリンピックの種目として決定されるなど、スケートボードは健全なスポーツとして若い世代に広がりを見せています。</p> <p>また、アクティブスポーツパークの建設は、「若者の居場所づくり」や「青少年の健全育成」に資するとも考えられます。</p> <p>多くのスポーツは、年齢や性別、種目に応じてそれぞれ異なる場所や時間で行われることが多いですが、スケートボードは、幼児から大人まで同じ空間でプレーをしています。このことから、立場や年齢を超えた交友関係を築くことができ、切磋琢磨や譲り合いの精神、危機回避能力などを身に着けることができます。</p>	<p>後期基本計画のうち、施策5-4-2「スポーツ団体の育成と体育施設の整備」で、スポーツ人口の増加や指導者の育成に加え、活動拠点となる新たな体育施設の在り方について総合的に検討していきます。</p>

番号	項目又はページ	ご意見等の概要	野々市市の考え方
1		<p>さらに、スケートボードだけではなく、ストリートダンスやボルダリング、ゲートボールなどができる施設とし、石川県にはない新しいアクティブスポーツパークとして「野々市ブランド」の一つとして発信することで、地域活性化を図ることもできます。</p>	
2	<p>第1章 第7節 後期基本計画におけるまちづくりの方向性 「政策2 生涯健康心のかよう福祉のまち」</p>	<p>タバコ（喫煙及び受動喫煙）は、早期死亡、健康寿命の短縮など、健康破壊の第一の要因になっているとのエビデンスが蓄積していることから、活用可能なあらゆる機会を通して、その周知・対策の徹底を図る必要があります。</p>	<p>後期基本計画のうち、施策2-2-1「こころとからだの健康づくり」で、たばこと健康に関する正確な知識についての啓発を推進する旨定め、健康づくりの一環として、禁煙の普及を推進します。</p>
3	<p>第1章 第7節 後期基本計画におけるまちづくりの方向性 「政策2 生涯健康心のかよう福祉のまち」</p>	<p>タバコ、特に受動喫煙の危害防止について、公共性の高い施設において子どもや妊産婦を守ることを最優先に、全面禁煙ルールを確立して順次広げていくことや、幼稚園や小中学校などの保護者への禁煙促進の働きかけや啓発、講習などを行う必要があります。</p>	<p>また、この総合計画を支える分野別計画として策定している野々市市健康増進計画（第二次）において、喫煙率の現状や目標、対策について定めています。喫煙や受動喫煙への対策について取り組んできた結果、公共施設における禁煙実施率は石川県の平均を上回る90.9%（※）に達しておりますが、実施率の更なる上昇を図ります。</p> <p>今後も、タバコのリスクに関する教育・啓発の推進、各保健事業での禁煙の助言や情報提供、妊婦への喫煙のリスクの啓発について、継続して取り組んでいきます。</p> <p>※参考 公共施設における喫煙対策実態調査（石川県）</p>

番号	項目又はページ	ご意見等の概要	野々市市の考え方
4	第1章 第7節 後期基本計画における まちづくりの方向性 「政策2 生涯健康 心のかよう福祉のまち」	<p>子ども、青少年の喫煙防止とともに、親や妊産婦、家族が喫煙している場合は、禁煙を促す抜本的施策などが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁煙サポートの推進で、特定健診やがん検診等は40歳以上であることが多く、より若い世代である20代前半から30代、未成年者への禁煙サポートに重点を置いたやり方が求められています。 ・禁煙治療の保険適用について、基準となる指数が200以上などの制約がありましたが、平成28年度の診療報酬改定で、平成28年4月からは35歳未満の若い世代にはこの制約は適用外となりますので、この施策を進めていただきたいと思います。 	
5	第1章 第7節 後期基本計画における まちづくりの方向性 「政策2 生涯健康 心のかよう福祉のまち」	<p>男女共同参画、特に女性の健康づくりの推進に関連して、禁煙と受動喫煙の危害防止は「生涯を通じた女性の健康づくり」にとっても必要です。</p>	
6	第1章 第7節 後期基本計画における まちづくりの方向性 「政策2 生涯健康 心のかよう福祉のまち」	<p>歯周病だけでなく、口内炎や舌がん、食道がんなども喫煙・受動喫煙と因果関係が多々あることから、これらを強調した啓発と対策が必要です。</p> <p>喫煙・受動喫煙の危害対策は、中長期的にもタバコを吸えない社会環境づくりとして男女の喫煙率を低減させていく上で極めて有効で、住民の健康支援となり、健康寿命の延伸に大きく寄与すると考えます。</p>	